

長野県アイスホッケー連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、長野県アイスホッケー連盟(以下「本連盟」という。)の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、事業執行の公平さに対する長野県民及び関係者の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、以下の各号に定める者(以下「役職員・会員等」という。)に適用する。

- (1) 役員:本連盟会則第11条に規定する役員をいう。
- (2) 顧問・参与:本連盟会則第23条に規定する顧問及び参与をいう。
- (3) 職員:本連盟会則第24条に規定する事務局に置く職員をいう。
- (4) 委員:本連盟会則第37条に規定する専門委員会委員をいう。
- (5) 会員:本連盟会則第25条に規定する本連盟に登録している者をいう。

(基本的責務)

第3条 役職員・会員等は、長野県アイスホッケー連盟会則第3条に規定する「目的」を達成するために、本連盟の関係規程を遵守し、良き社会人として公正かつ誠実に行動しなければならない。

(役職員・会員等の遵守事項)

第4条 役職員・会員等は、本連盟の名誉・信用を著しく毀損する行為をしてはならない。

- 2 役職員・会員等は、暴力、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、及び類似するハラスメント、及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。
- 3 役職員・会員等は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- 4 役職員・会員等は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- 5 役職員・会員等は、補助金、助成金、その他の会計処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、不適切な支出、受領や他の目的の流用等不正行為を行ってはならない。
- 6 役職員・会員等は、自らの社会的地位を認識して、常に自らを厳しく律し、本連盟の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。

(倫理委員会の設置)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本連盟に倫理委員会を設置する。倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。

(会議)

第6条 総会・理事会・各専門委員会(長野県アイスホッケー連盟会則第28条に規定する会議)及びその他の会議において、議長は、審議事項の中に利益相反行為の疑いが生じるとされる

者が出席している場合、その関係者に対して審議及び議決権がないことを確認し、決議に加えてはならない。

(役職員・会員等がこの規程に違反した場合の対処等)

第7条 役職員・会員等が、この規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められた場合、管理責任者(理事会にて定める担当理事)は直ちに調査を行うものとし、調査の結果、当該役職員若しくは登録競技者にこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会の意見を聴取したうえで、倫理委員会で審査し必要な処置をとるものとする。

2 本連盟の職員に対する対処は、倫理委員会の意見を聴取したうえで会長は理事会の承認を得て第4条の遵守事項の違反又は職務怠慢当の程度により、戒告、減給、停職及び免職の処置をとるものとする。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。